

釜石地方振興局長告示第7号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の19第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年3月25日

釜石地方振興局長 海野 伸

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372900126	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町大町 5番7号	上閉伊郡大槌町小槌 23地割86番地4	平成19年5月1日